

【曾於市基準緩和型通所サービス重要事項説明書】

(令和6年4月1日改訂)

サービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人曾於市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	〒899-4101 鹿児島県曾於市財部町南俣504番地1
代表者（職名・氏名）	会長 山本ひとみ
設 立 年 月 日	平成17年7月 1日
電 話 番 号	0986-72-0460

2. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	曾於市介護予防・日常生活支援総合事業における基準緩和型通所サービス事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援状態等の利用者に対し、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none">1 基準緩和型通所サービスの提供にあたって、認知機能の低下や閉じこもり予防のため、引きこもりがち利用者や軽度認知症等のリスクのある利用者に、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、心身機能の回復を図り、もって生活機能の維持又は向上をめざすものとする。2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。3 基準緩和型通所サービスの実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。4 基準緩和型通所サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。5 前4項のほか、曾於市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱及び曾於市が定める基準並びにその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施するものとする。6 <u>感染症発生及びまん延等の予防を徹底し、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する。</u>7 利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を図るとともに、従業者に対し研修を実施する等の取り組みを行う。

	8 業務継続に向けた取組の強化について、事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるように業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）等の必要な措置を講じる。
--	--

3. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	曾於市社会福祉協議会通所介護大隅事業所		
サービスの種類	基準緩和型通所サービス		
事業所の所在地	〒899-8102 鹿児島県曾於市大隅町岩川5760番地1		
電話番号	099-482-3240		
指定年月日	平成29年7月1日指定	事業所番号	4671600155
サービス提供場所 名称及び所在地	大隅弥五郎伝説の里 弥五郎まつり館内 〒899-8102 鹿児島県曾於市大隅町岩川5718番地1		
利用定員	定員20人		
事業の実施地域	曾於市大隅町内		

4. サービス提供の管理責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管理者 東丸 昇平
----------	-----------

5. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務人数（形態）	職務内容
管理責任者	1名（常勤兼務）	管理責任者は、従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う
従業者	利用者数が10人まで ：1名 利用者数が20人まで ：2名以上を配置	従業者は、事業の提供にあたり健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、心身の状況等を的確に把握し、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置や支援を行う。
介護予防 サポーター	必要に応じた数	利用者の心身の状況等の把握や利用者に対して適切な支援を行うためのサポーターとして、曾於市が養成する介護予防ボランティア等を必要に応じて配置する。

6. 営業日時、サービス提供日時等

事業所営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。
事業所営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで
サービス提供日	毎週 月 曜日（原則）
サービス提供時間	午前10時30分から午後1時45分まで 3時間15分
サービス提供区分	基準緩和型通所サービス①（3時間から5時間の提供時間）

※サービス提供日及び提供時間については、特段の理由がある場合、上記営業日及び営業時間の範囲内において、変更できるものとします。

7. 提供するサービスの内容

基準緩和型通所サービス（第1号通所事業）は、事業者が設置するサービス提供場所に通っていただき、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

（1）基準緩和型通所サービス①の内容

- ・ADL/IADL 向上のための機能訓練
- ・曾於市介護予防ファイルを活用したセルフケア定着支援
- ・社会参加活動
- ・興味関心アセスメントに基づくアクティビティケア
- ・必要に応じての昼食の提供
- ・必要に応じての利用者送迎
- ・健康チェック など

（2）従業職員の禁止行為

従業職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ・医療行為（ただし、看護職員が行う診療の補助行為を除く。）
- ・利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ・利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ・身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ・その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用額」及び「利用者負担金」は以下のとおりです。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）基準緩和型通所サービス（第1号通所事業）の基本利用料

サービス名称	利用形態	1回あたりの基本利用料 (利用者負担額を除く)	利用者負担金
基準緩和型 通所サービス①	3時間以上5時間未満	2,830円	260円

(2) その他の費用

項目	内容		金額
実施地域外の送迎費用	通常の実施地域（曾於市大隅町内）以外の地域に居住する利用者に送迎を行う場合	通常の事業の実施地域を超えた地点から片道10キロメートル未満	300円/回
		通常の事業の実施地域を超えた地点から片道10キロメートル以上	500円/回
食費	通常の弁当注文の場合		460円/食
	行事食や季節食など特別の弁当注文の場合		実費/食
おむつ代	おむつの提供を受けた場合		実費
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。		実費

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の当日	利用者負担額相当

(注) 利用予定日の前日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

(4) 支払い方法

上記(1)から(3)までの利用者負担金は、当日の負担金合計額を現金でお支払いください

(5) 領収書の発行

上記(4)の利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を、当日又は次回利用日までにお渡しします。

9. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所へご連絡ください。
- (4) サービスの提供にあたり、利用者の特徴等を把握することと緊急時等に迅速に対応するために、顔写真を撮影し保管管理させていただきます。この写真については、原則、事業所のみで共有するものとします。ただし、体調急変などの緊急時や所在確認が必要な時（不明時）など、生命に危険性があると判断した場合は、事前にご家族等の同意を得たうえで、関係機関等に情報提供させていただきます場合がありますので、ご了承ください。

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関名称	
	氏名	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名	(続柄 長女)
	電話番号	

11. 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び曾於市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、事故及び事故に際してとった処置について記録します。
- (3) 利用者に対するは事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

12. 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。災害対策に関する担当者職・氏名：（ 管理者 東丸 昇平 ）
- (2) 非常災害に関する具体的計画（防災計画及び事業継続計画）を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期：（毎年2回 5月・11月）
- (4) 災害への対応において、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、訓練の実施に当たって地域住民の参加が得られるよう事前に周知を行う等、連携に努めます。

13. 衛生管理

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導をいただきます。

14. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	曾於市社会福祉協議会通所介護大隅事業所 管理者 東丸 昇平 電話番号 099-482-3240
---------	--

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	事業者（法人）の 相談・苦情受付窓口	受付担当者：総務課長 藤田 晃二 解決責任者：事務局長 和田 幸次郎 所在地 〒899-8605 曾於市財部町南俣504番地1 電話番号 0986-72-0460 受付時間 平日8:30～17:15
	曾於市役所福祉介護課 介護保険係	所在地 〒899-8605 曾於市末吉町二之方1980番地 電話番号 0986-76-8806 受付時間 平日8:30～17:15
	国民健康保険団体連合会 介護保険課介護相談室	所在地 〒890-0064 鹿児島市鴨池新町6-6（鴨池南国ビル内） 電話番号 099-213-5122

15. 秘密保持と個人方法の保護

- (1) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとします。
- (2) 事業者は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとします。
- (3) 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。
- (4) 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、このことについてあらかじめ文書により同意を得ておくこととします。また、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

16. 虐待防止

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	<u>地域福祉課長</u>
-------------	---------------

- (2) 高齢者虐待防止に関する指針（マニュアル）を策定しています。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (4) 成年後見制度の利用を支援します。
- (5) 苦情解決体制を整備しています。
- (6) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。

- (7) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

17. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その際は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

18. サービス提供の記録

- (1) 事業者、サービスの提供に関する記録を整備し、運営規程に定めた期間保存します。
- (2) 利用者及び利用者の後見人（必要に応じ利用者の家族を含む）は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。
- (3) 事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者等に対して、(1)の記録の写しを交付することができるものとします。

19. 介護予防支援事業者等との連携

- (1) 事業者は、サービスの提供にあたり、介護支援専門員、曾於市地域包括支援センター、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。
- (2) 事業者は、この契約書の写しを必要であれば介護支援専門員に送付します。
- (3) 事業者は、この契約の内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に送付します。なお解約通知をする際は、事前に介護支援専門員に連絡します。

福祉サービスの相談・苦情受付窓口

福祉サービス（介護サービスを含む）について相談・苦情がありましたら
お気軽にご相談ください

福祉サービス相談・苦情 受付担当者	総務課 藤田 晃二
福祉サービス相談・苦情 解決責任者	事務局長 和田 幸次郎
電話	0986-72-0460
FAX	0986-72-0425

第三者委員の設置について

上記の他、中立的立場で解決する第三者委員に相談することもできます。

第三者委員		
委員	柳田 敏美 氏	0986-72-2968
委員	上原 紀子 氏	0986-76-3105
委員	富岡 親志 氏	099-482-5970

※私達は、福祉サービス向上のために、適切な解決に努めます。

通所介護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

【説明日】 令和 7 年 月 日

【事業者】

所在地 鹿児島県曾於市財部町南俣504番地1

法人名 社会福祉法人曾於市社会福祉協議会

代表者名 会長 山本ひとみ

【事業所】

事業所名 曾於市社会福祉協議会通所介護大隅事業所

説明者氏名 _____

事業者から上記内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

また9の②に記載している個人情報の使用についても、同意します。

【同意日】 令和 7 年 月 日

【利用者】

住所 _____
鹿児島県曾於市大隅町

氏名 _____

【代筆者】

住所 _____

氏名 _____ (本人との続柄 _____)

【家族】 ※緊急連絡先の登録される家族含む

住所 _____

氏名 _____ (本人との続柄 _____)

住所 _____

氏名 _____ (本人との続柄 _____)

介護・総合事業サービス（以下「介護等サービス」という） 提供事業者における個人情報の使用目的について（使用目的別紙）

社会福祉法人曾於市社会福祉協議会では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者の個人情報の「使用目的」を公表します。

【利用者への介護等サービスの提供に必要な使用目的】

- 1 事業者内部での使用目的
 - ①当該事業者が利用者等に提供する介護等サービス
 - ②介護保険事務
 - ③介護等サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務のうち次のもの
 - ・サービス利用開始、終了等の管理
 - ・会計、経理
 - ・介護事故、緊急時等の報告
 - ・当該利用者の介護等サービスの向上
 - ④ 費用の請求及び収受に関する業務
- 2 他の介護事業者等への情報提供を伴う使用目的
 - ① 当該事業者が利用者等に提供する介護等サービスのうち
 - ・当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・その他の業務委託
 - ・利用者の診療等にあたり、医師の意見、助言を求める場合
 - ・家族等への心身の状況説明
 - ②介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託
 - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
 - ③損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の使用目的】

- 1 介護関係事業者の内部での利用者に係る使用目的
 - ①当該事業者の管理運営業務のうち次のもの
 - ・介護等サービスや業務の維持、改善の基礎資料
 - ・当該事業者等において行われるボランティア及び学生等の実習への協力
 - ・介護等サービスの質の向上を目的とした当該事業者にて行われる事例研究等
- 2 他の事業者等への情報提供に係る使用目的
 - ①当該事業者の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関、評価機関等への情報提供
- 3 所在不明時の他、緊急を要する際の関係機関等への情報提供に係る使用目的
 - ・所在不明時に迅速に情報を共有する為に、ご本人の氏名、写真、特徴等の情報を提供する

※ただし、あらかじめ撮影した利用者の顔写真等は、本会にて厳重に管理し、情報提供にあたっては、ご本人やご家族に、事前に使用の同意を得た場合に限るものとする

上記の使用目的について、お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきますがお申し出はいつでも変更、撤回等することができます。使用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。なお、上記以外の目的で使用する場合には、あらかじめ利用者本人の同意を得ることとします。

令和 4 年 10 月 1 日
社会福祉法人 曾於市社会福祉協議会
会 長 山 本 ひとみ
事務局長 和 田 幸次郎